



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年12月12日(金) 第10355号

## ■ 目 次

ページ

### 告 示

○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正（税務課）	2
○保安林予定森林（森林保全課）	3
○道路の供用開始（道路管理課）	3
○同	4
○指定納付受託者の指定（会計管理課）	4

### 公 告

○開発工事の完了（建築課）	4
---------------	---

### 公安委員会規則

○群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	5
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	6

### 警察本部告示

○群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則（警務課）	12
---	----

### 入札公告

○一般競争入札の実施（総務課）	13
○同（財産有効活用課）	15
○同（健康福祉課）	17
○同（産業政策課）	19
○同（教育委員会総務課）	22
○同（教育委員会管理課）	24

### 正 誤

○令和7年3月28日群馬県病院管理規程第2号（病院局経営戦略課）	26
----------------------------------	----

**■ 告示****◎群馬県告示第272号**

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示（平成20年群馬県告示第479号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

1の項の表条例第37条の3第1項第7号に掲げる寄附金の部前橋市の項中

「

公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会に対する寄附金
公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する寄附金

」を

「

公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会に対する寄附金
公益社団法人群馬県薬剤師会に対する寄附金
公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する寄附金

」に改め、同部伊勢崎市の項中

「

公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社に対する寄附金
公益財団法人脳血管研究所に対する寄附金

」を

「

公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社に対する寄附金
公益財団法人牛久保・天田育英財団に対する寄附金
公益財団法人脳血管研究所に対する寄附金

」に改め、同部館林市の項中

「

公益社団法人館林市シルバー人材センターに対する寄附金
公益社団法人館林青年会議所に対する寄附金

」を

「

公益社団法人館林市シルバー人材センターに対する寄附金
----------------------------

」に改め、同表条例第37条の3第1項第8号に掲げる寄附金の部邑楽郡板倉町の項中

「

学校法人稻良学園に対する寄附金
学校法人陽光学園に対する寄附金

」を

「

学校法人稻良学園に対する寄附金
-----------------

」に改め、同表条例第37条の3第1項第9号に掲げる寄附金の部高崎市の項中

「

社会福祉法人観音福祉会に対する寄附金
社会福祉法人涵養会に対する寄附金
社会福祉法人希望館に対する寄附金

」を

「

社会福祉法人観音福祉会に対する寄附金
--------------------

」に改め、同部埼玉県入間市の項中

社会福祉法人希望館に対する寄附金」  
「埼玉県入間市 社会福祉法人あすみ福祉会に対する寄附金」を  
「東京都新宿区 社会福祉法人Chacha Children&Coに対する寄附金」に改める。」

---

## ◎群馬県告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があつた。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字上小坂字下足倉764の1、766の1、766の2、甲767、767の2、甲768、乙768、大字下小坂字反替戸620の1、622から627まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。

---

## ◎群馬県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の日時
県道	南新井前橋線	北群馬郡榛東村大字新井字堀之内260番の11地先から同郡同村大字同字同141番の2地先まで	令和7年12月20日

## ◎群馬県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	長久保郷原線	安中市松井田町下増田字松原442番の1地先内	令和7年12月12日

## ◎群馬県告示第276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
大分県大分市東大道二丁目5番60号 モバイルクリエイト株式会社	令和7年12月4日	端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供するものをいう。）を設置する組織において納付する税外及び狩猟税に係る歳入金

## ■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上之手1431-2	高崎市上中居町512番地 西中居ハイツA203号 飯田裕俊、飯田実穂
2	邑楽郡板倉町大字西岡字中岡1357-1、1358-1、1358-2、1358-3、1358-4	邑楽郡大泉町大字古海2019番地の1 グリーンオアシスC棟201号 黒野将司

## ■ 公安委員会規則

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

### 群馬県公安委員会規則第12号

#### 群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年群馬県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名  
イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第5条第2項を次のように改める。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

第5条第3項中「公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該電子計算機に送信しなければ」を「入力しなければ」に改め、同条第5項中「者は」の次に「、本部長が別に定める場合を除き」を加え、「公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該電子計算機に」を削り、同項ただし書きを削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第5条第6項中「規定する措置」の次に「その他申請等を行った者を確認するための措置として本部長が定める措置」を加え、同項ただし書きを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項及び第2項の規定により申請等を行う者は、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令又は条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を省略することができる。

第6条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、前条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

(4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法によることが不可能であり、又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

第6条第2項中「本部長の定めるところにより、速やかに」を「電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内に」に改める。

第7条第1項中「公安委員会等は、」の次に「法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 公安委員会等は、前項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 公安委員会等は、前2項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

第7条第4項中「規定する措置」の次に「その他処分通知等を行った者を確認するための措置として本部長が定める措置」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方法)

第7条の2 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の本部長の定めるところにより行う届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第7条の3 法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要がある場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合

(3) 前2号に掲げるほか、当該処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法によることが不可能であり、又は処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合

#### 附 則

1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後に行う申請等について適用する。

---

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

#### 群馬県公安委員会規則第13号

##### 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

6 前項の許可証の交付が電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可証の交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を

いう。)を使用して行われた場合は、当該許可証の交付を受けた者は、当該許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。ただし、第19条第1項の規定による掲出を行う目的その他の正当な目的のために当該許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。第21条において同じ。）に係る記録媒体をいう。同条において同じ。）に記録されるときは、この限りでない。

第19条第1項中「当該許可証」の次に「（同条第6項に規定する場合にあつては、当該許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加える。

第21条中「廃棄しなければ」を「廃棄（同条第6項に規定する場合にあつては、当該許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければ」に改める。

別記様式第23の9の2中「第33の7」を「第33条の7」に改める。

別記様式第24を次のように改める。

## 別記様式第24(規格A4)(第38条関係)

運転免許の条件変更申請書												
群馬県公安委員会宛て												
年 月 日												
フリガナ 氏名							男・女	年 月 日生				
住所	群馬県 電話番号											
記載事項変更の有無	有						無					
解除・変更を申請する理由(限定の解除・変更については車の種類等)												
交付公安委員会名	公安委員会											
免許証番号	第	□	□	□	□	□	□	□	□	□	号	
交付年月日	年 月 日											
有効期限	年 月 日											
備考												
記録等年月日				有効期間の末日			年 月 日					
免許情報記録の番号				記録等公安委員会			公安委員会					
二・小・原	年	月	日									
他	年	月	日	大型	中型	準中型	普通	大型	大自二	普自二	小型	
二種	年	月	日	型	型	通	特	特	原付	引二	大中二	
免許の条件							保有状況	1	免許証のみ			
							2	マイナ免許証のみ				
							3	免許証+マイナ免許証				
								マイナカードの効力			有効・無効	
		マイナカード紛失等			有・無							

新たに付す免許の条件												
技能	使用した自動車等		自動車の種類			大きさ等			名称			
適性	視力	裸眼	矯正 (眼鏡・コンタクト)	視野			深視の力				他	
	左眼			右	度							
	右眼			左	度							
	両眼			計	度							
年 月 日実施											実施者氏名	

※ 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類、その他必要な事項を記載し、新条件を記載した免許証の表側及び裏側を複写し添付すること。

※ 「免許証のみ」保有者は、「現に受けている免許」欄中太枠部分に記載し、「保有状況」の「1」に○をつけること。

※ 表中の「マイナ免許証」は「免許情報記録個人番号カード」のことをいう。

※ マイナ免許証に免許情報を記録した際は、「免許情報記録確認書」一部を本書に添付すること。

別記様式第33及び別記様式第33の2を次のように改める。

別記様式第33(規格A4)(第46条の5、第47条、第47条の3、第47条の4、第47条の5関係)

課長	次席	補佐	課員

運転免許取消申請書 兼運転経歴証明書交付・再交付申請書

兼運転経歴証明書返納届 兼運転経歴情報記録申請書

兼運転経歴情報抹消届

兼運転経歴保有状況変更申出書(紛失時・発見時)

群馬県公安委員会 宛て

申請(届出)日 年 月 日

申請(届出)窓口

申請 (届出) 者	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
			連絡先 電話番号	( ) —
	住所			
	代筆者氏名	続柄		
	代筆理由			

## 運転免許取消申請

取消を申請する 免許の種類	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	大型	中型	準中型	普通	大型	普自二	小特	原付	けん引	大型	中二	普二	大特二	け引二
受けたいほかの 免許の種類	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	大型	中型	準中型	普通	大型	普自二	小特	原付	けん引	大型	中二	普二	大特二	け引二

写真  
(3×2.4cm)

運転経歴証明書交付・再交付申請 兼運転経歴証明書返納 兼運転経歴情報記録申請

兼運転経歴情報抹消 兼運転経歴保有状況申出(紛失時・発見時)

申請区分	同時・失効・後交付・再交付・保有状況変更	申請(届出)種別
再交付・記録申請	日時(いつ) 年月日 ~ 年月日 場所(どこで) 申請理由(どうした)	再交付後に、古い運転経歴証明書を発見したときは、 古い運転経歴証明書を返納します。 年月日 氏名

処分等番号	処分時間
照会番号	

記載事項の変更	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
---------	---

資料区分	申請取消しのみ 94	経歴交付のみ 36	経歴再交付 36	取消し・経歴交付 36-94	
記録番号					
免許証番号					
生年月日			年	月	日
登録年月日		年	月	日	
登録番号				94・36-94 登録時 処分区	日

現	1	免許(経歴)のみ	マイナ経歴暗証番号			
	2	マイナ免・経のみ				
新	3	2枚持ち	マイナンバーカードの効力			
	1	経歴のみ	有効・失効・エラー			
	2	マイナ経歴のみ	発行手続中のマイナンバーカード			
3	2枚持ち	有・無				

10
----

別記様式第33の2(規格A4)(第47条の2関係)

課長	次席	補佐	課員

## 運転経歴証明書 兼 運転経歴情報記録個人番号カード 記載事項変更届

群馬県公安委員会宛て

届出日 年 月 日

- ① 窓口に来た方(届出者)について記入してください。 届出窓口

フリガナ		生年月日	年 月 日
届出者 氏名		連絡先 電話番号	( ) —
		名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人

- ② 現在(変更前)の情報(持参した運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードの内容)を記入してください。

現在 の 情 報	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
	通称名			

- ③ 変更を希望する部分のみ記入してください。(変更には住民票等が必要です。)

変 更 事 項	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
	通称名			

-----この線より下は記入しないでください-----

運転経歴証明書のコピー

資料区分	59	県内記入						県外転入				Y9 確認用紙等 呼び名	1. 住民票の写し 2. マイナンバーカード 3. 身体障害者手帳 4. 在留カード				5. 特別永住者証明書 6. 郵便物(官公庁発行) 7. 領収書(電気・ガス・水道)	8. その他
	生年月日 性別 住所	51 氏名 住所	52 氏名 住所	53 本籍 住所	54 本籍 住所	55 本籍 住所	56 本籍 住所	57 本籍 住所	A1 氏名 住所	A3 本籍 住所	A5 本籍 住所		A7 本籍 住所					
籍歴 番号													本人との関係: 確認	代理人確認			確認者:	
記録 番号													通 称 名	1. 表示希望あり 2. 表示希望なし 3. 変更なし			特記事項:	
生年月日 登録 年月日																		
呼び名																		

資料区分	59	県内記入						県外転入				Y9 確認用紙等 呼び名	1. 住民票の写し 2. マイナンバーカード 3. 身体障害者手帳 4. 在留カード				5. 特別永住者証明書 6. 郵便物(官公庁発行) 7. 領収書(電気・ガス・水道)	8. その他
	生年月日 性別 住所	51 氏名 住所	52 氏名 住所	53 本籍 住所	54 本籍 住所	55 本籍 住所	56 本籍 住所	57 本籍 住所	A1 氏名 住所	A3 本籍 住所	A5 本籍 住所		A7 本籍 住所					
籍歴 番号													本人との関係: 確認	代理人確認			確認者:	
記録 番号													通 称 名	1. 表示希望あり 2. 表示希望なし 3. 変更なし			特記事項:	
生年月日 登録 年月日																		
呼び名																		

## 附 則

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の群馬県道路交通法施行細則の規定による申請書等については、改正後の同規則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県道路交通法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**■ 警察本部告示****◎群馬県警察本部告示第4号**

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則を次のように定める。

令和7年12月12日

群馬県警察本部長 倉木 豊史

**群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則**

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則（令和3年群馬県警察本部告示第4号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この細則は、群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年群馬県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年群馬県警察本部告示第2号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第2条 規則第5条第1項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(電磁的記録に記録すべき事項)

第3条 規則第5条第3項及び規程によりその例によることとされた同項の規定により申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等に記載され、又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第4条 規則第5条第5項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する本部長が定める場合は、本部長が指定する申請等ごとに、本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

(署名等代替措置)

第5条 規則第5条第6項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合の手続)

第6条 規則第5条及び規程によりその例によることとされた同条の規定により申請等を行う者は、規則第6条第

2項及び規程によりその例によることとされた同項の規定により書面等を提出しようとするときは、本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

(処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第7条 規則第7条第1項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 規則第7条の2第2号及び規程によりその例によることとされた同号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第5条第2項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

#### 附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。

### ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

#### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使用する電気 年間予定使用電力量 4,954,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県前橋合同庁舎ほか23施設電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により

令和7年12月19日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月8日（木）までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部総務課調整・DX推進係（担当 笠井、篠原） 電話027-226-2024（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。  
なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和8年1月8日（木）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年1月26日（月）午後3時 群馬県庁11階111会議室（郵送による場合は書留郵便とし、同月23日（金）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県総務部総務課長宛て親筆で着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和8年1月26日開札 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格となる総額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) The official responsible for disbursing the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) The nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Maebashi Joint Government Building, Gunma Prefecture and the other 23 facilities / The amount of electric power scheduled for annual use: 4,954,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (4) Place of Use: Maebashi Joint Government Building, Gunma Prefecture and the other 23 facilities
- (5) The deadline for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications is January 8, 2026 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2026 at 3:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 23, 2026 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2024 (Japanese language only)

---

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県庁舎で使用する電気 年間予定使用電力量 8,920,000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県庁舎電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県庁舎
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開

始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和7年12月19日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月8日（木）までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

(8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部財産有効活用課県庁舎保全係（担当 藤井、千明） 電話027-226-2125（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和8年1月8日（木）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年1月26日（月）午後2時 群馬県庁11階111会議室（郵送による場合は書留郵便とし、同月23日（金）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県総務部財産有効活用課長宛て親送で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和8年1月26日開札 群馬県庁舎で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格となる総額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural Government Offices / Amount of electric power scheduled for annual use: 8,920,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural Government Offices
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 8, 2026 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2026 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 23, 2026 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Asset Utilization Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-262-2125 (Japanese language Only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県渋川保健福祉事務所ほか8施設及び群馬県衛生環境研究所で使用する電気
  - ア 群馬県渋川保健福祉事務所ほか8施設 年間予定使用電力量 658,000 kWh
  - イ 群馬県衛生環境研究所 年間予定使用電力量 1,154,000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県渋川保健福祉事務所ほか8施設及び群馬県衛生環境研究所で使用する電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県渋川保健福祉事務所ほか8施設及び群馬県衛生環境研究所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和7年12月19日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月8日（木）までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部健康福祉課総務係（担当 伊藤） 電話027-226-2511（ダイヤルイン）

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和8年1月8日（木）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求める場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年1月26日（月）午後2時30分 群馬県庁17階171会議室  
(郵送による場合は書留郵便とし、同月23日（金）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県健康福祉部健康  
福祉課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和8年1月26日開札 群馬県渋川保健福祉  
事務所ほか8施設及び群馬県衛生環境研究所で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった  
者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格となる総  
額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議  
会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma  
Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Shibukawa Health and  
Welfare Office and 8 others and Gunma Prefectural Institute of Public Health and Environmental  
Sciences / Amount of electric power scheduled for annual use: Shibukawa Health and Welfare Office  
and 8 others 658,000 kWh/year, Gunma Prefectural Institute of Public Health and Environmental  
Sciences 1,154,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (4) Place of Use: Shibukawa Health and Welfare Office and 8 others and Gunma Prefectural Institute  
of Public Health and Environmental Sciences
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding  
qualifications: January 8, 2026 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2026 at 2:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted  
by registered mail and must be received no later than January 23, 2026 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Health and Welfare Division, Department of Health and  
Welfare, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan,  
TEL 027-226-2511 (Japanese language Only)

---

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23  
号）の適用を受けるものである。

令和7年12月12日

群馬県知事 山本一太

### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県計量検定所ほか6施設で使用する電気 年間予定使用電力量 3,798,074 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県計量検定所ほか6施設電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県計量検定所ほか6施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和7年12月19日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月8日(木)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部産業政策課総務係(担当 石橋) 電話027-226-3311(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和8年1月8日（木）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年1月26日（月）午後2時30分 群馬県議会庁舎201会議室  
(郵送による場合は書留郵便とし、同月23日（金）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県産業経済部産業政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和8年1月26日開札 群馬県計量検定所ほか6施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格となる総額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Weights and Measures Inspection Office and the other six facilities / Amount of electric power scheduled for annual use: 3,798,074 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (4) Place of Use: Weights and Measures Inspection Office and the other six facilities
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 8, 2026 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2026 at 2:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 23, 2026 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Industrial Policy Division, Department of Industrial Economic Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3311 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月12日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

#### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県総合教育センターほか7施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,663,000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県総合教育センターほか7施設で使用する電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県総合教育センターほか7施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和7年12月19日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月8日(木)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁

目1番1号 群馬県教育委員会事務局総務課調整・DX推進係（担当 堀井） 電話027-226-4527（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和8年1月8日（木）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年1月26日（月）午後3時 群馬県庁24階教育委員会会議室（郵送による場合は書留郵便とし、同月23日（金）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局総務課長宛て親筆で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和8年1月26日開札 群馬県総合教育センターほか7施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Comprehensive Prefectural Education Center and other 7 Gunma Prefectural social education facilities / Amount of electric power scheduled for annual use: 2,663,000 kWh/year

(3) Period of Use: From April 1, 2026 to March 31, 2027

(4) Place of Use: Gunma Comprehensive Prefectural Education Center and other 7 Gunma Prefectural social education facilities

(5) Time-limit for the submission of application forms and attached documents regarding bidding

qualifications: January 8, 2026 at 5:00 p.m.

- (6) Time-limit for tender: January 26, 2026 at 3:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 23, 2026 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Division, Prefectural Board of Education Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4527 (Japanese language only)
- 

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月12日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県立前橋高等学校ほか87施設で使用する電気 年間予定使用電力量 20,774,650 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県立前橋高等学校ほか87施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和7年12月19日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月8日(木)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

(8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課県立学校財務係（担当 花崎） 電話027-226-4547（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gumma.lg.jp/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月12日(金)から令和8年1月8日(木)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和8年1月8日(木)まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年1月26日(月)午後2時 群馬県庁24階教育委員会会議室（郵送による場合は書留郵便とし、同月23日(金)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和8年1月26日開札 群馬県立前橋高等学校ほか87施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural schools/ Amount of electric power scheduled for annual use: 20,774,650kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural schools
- (5) Time-limit for the submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 8, 2026 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2026 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 23, 2026 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4547(Japanese language only)

## ■ 正 誤

### ○病院管理規程正誤

令和7年3月28日群馬県病院管理規程第2号（群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第10285号	63	上欄	19	百分の百九十五	百分の九十五
			21	百分の七十」に、	百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、
			22 ～ 23	百分の百一十七・五」を 「百分の百一十五	、百分の百一十七・五」を 「百分の百一十五、特定任期付職員にあつては百分の八十七・五

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111